

ESG Reporting/ ESG レポーティング

November 2022



ESGレポーティングの概要

- インTRODakション及び法的背景
- 概要と開示
- 今後の展開: コーポレート・サステナビリティレポーティング指令 (CSRD)

ESGレポーティングの概要

- インTRODクシヨN及び法的背景
- 概要と開示
- 今後の展開: コーポレート・サステナビリティレポーティング指令 (CSRD)

はじめに: ESGとは？

投資家から見た『サステナビリティ/CSRの代名詞



環境「E」

エネルギー・資源効率、温室効果ガス排出量、包装材・廃棄物、...



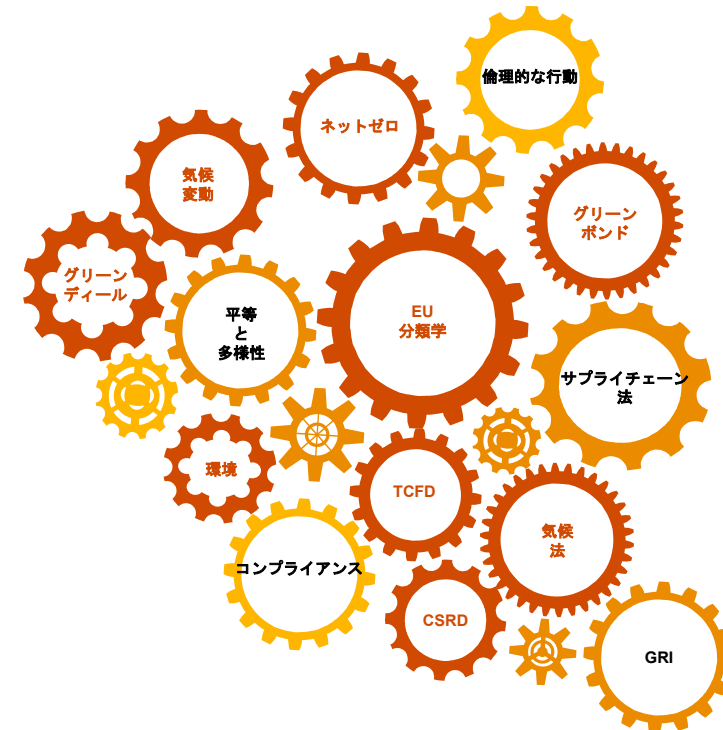
ソーシャル「S」

労働条件、労働安全衛生、製品安全、...

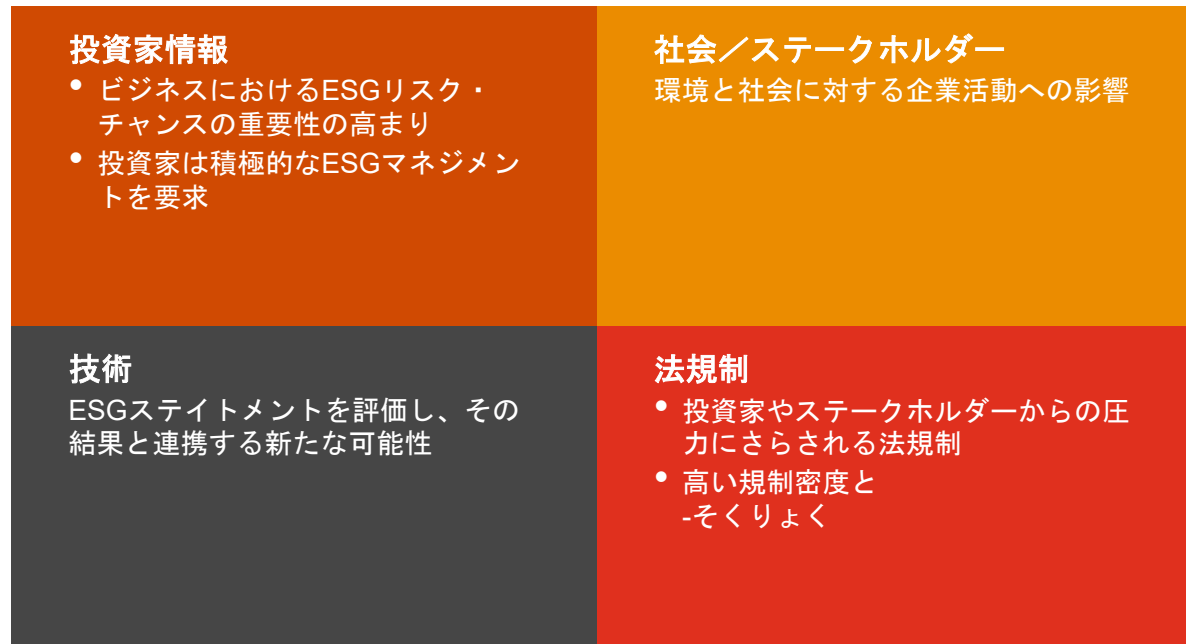


ガバナンス「G」

ビジネス倫理
多様性&融合
リスクマネジメント、コンプライアンス
...



はじめに: ESGレポーティングの推進要因

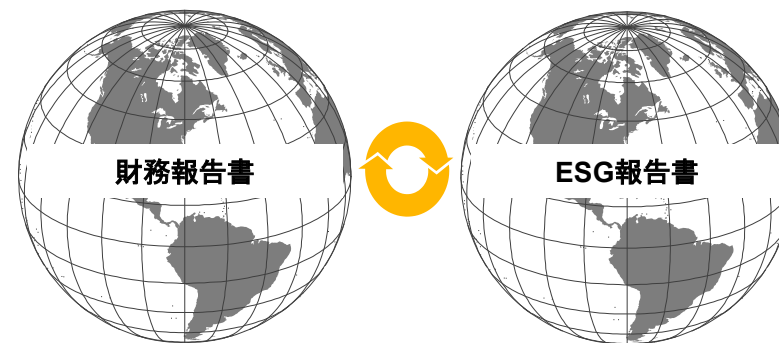


はじめに：ESG報告の重要性が増している

現在の（非）財務報告の状況



2024年時点の（非）財務報告の状況



法的背景 - ドイツの規制

非財務諸表

個人事業主

HGB第289b条～第289e条

- 特定の個別企業に非財務情報の報告を求める規制、および
- 非財務報告に関する内容要件

連結財務諸表

HGB第315b条～第315c条。

- 特定の企業グループに対し、非財務グループ報告書の作成を義務付ける規制、および
- 非財務グループ報告に関する内容要件

内容詳細 : DRS 20.232～305

ESGレポーティングの概要

- はじめに&法的背景
- ファンダメンタルズとディスクロージャー
- 見通しコーポレート・サステナビリティ・レポーティング指令 (CSRD)

概要と開示対象範囲



個人事業主

- 資本市場主義+α
- > 従業員数500人以上（Ø）
- 貸借対照表総額が2,000万ユーロを超える
あるいは、売上高 > 4000万ユーロ

適用範囲



企業グループ

- 資本市場主義の親会社+α
- > グループ従業員数500人以上（Ø）
- 大きな企業グループ

非財務報告

- 主に質的情報
- 重要性の定義は狭く解釈されることがある
- 存在性についてのみ監査義務があり、報告内容については監査義務はない
- 状況報告書以外の非財務報告書内において開示することも可能

概要と情報開示

ドイツ商法（HGB）第289条c項（2）に基づく法定最低基準と事例

1

環境への配慮

- ・ 温室効果ガス排出量
- ・ 生態系保全



2

従業員の問題

- ・ 男女平等を確保するための施策
- ・ 職場の安全



3

社会的課題

- ・ 自治体・地域レベルでの対話
- ・ 地域社会の保護・発展



4

人権問題への考慮

- ・ 人権侵害の回避
- ・ 国連指導原則



5

腐敗と贈収賄防止の取り組み

- ・ 汚職と贈収賄に対抗するための既存の制度



ESGレポーティングの概要

- インTRODakション及び法的背景
- 概要と開示
- 今後の展開: コーポレート・サステナビリティレポーティング指令 (CSRD)

標準対応、規制、報告書に関する最新動向

グローバル

目標：持続可能な報告書作成のためのグローバルに適用可能な基準設定

- IFRS財団：国際サステナビリティ基準委員会（ISSB）
- TCFD気候変動報告書
- SEC気候変動開示規則

欧州

目標：ステアリング効果および報告書作成

- CSR指令（CSRD）の見直し、EFRAGによるEUサステナビリティレポーティングスタンダードの策定（GRI等との連携）。
- タクソノミ規則第8条による報告義務
- 持続可能な金融情報開示指令
- コーポレート・サステナビリティ
デューディリジェンス指令

ドイツ

国内法への適用と国内での運用

- 人権尊重のためのサプライチェーン・デューディリジェンス法

短期的には、高度で複雑、且つ多層的な効果を持つ多くの新しい規制活動が展開されます。

IIRC=国際統合報告評議会
SASB=サステナビリティ会計基準委員会
CDSB=気候変動開示基準委員会
WEF IBC 世界経済フォーラム・国際ビジネス協議会
TCFD=気候関連財務情報開示タスクフォース
IOSCO=証券監督者国際機構
GRI=グローバル・レポーティング・イニシアティブ
PTF@EFRAG = Project Task Force @ European Financial Reporting Advisory Group（欧州財務報告諮問グループ）。

CSRD：主要な改革項目

 主要な改革項目	誰が？	適用範囲の大幅な拡大
	何を？	- サステナビリティレポートの内容拡充 - EUにおける自主報告基準の開発 二重の重要性の明確化
	どこで（報告）？	サステナビリティレポートは、（グループ） 経営報告書 の一部として必須（別項）。
	どうやって？	サステナビリティレポートの 電子フォーマット と タグ付け の義務化
	責任所在は？	コーポレート・ガバナンスの責任と 監査委員会 の新たな役割
	実施・実行？	準備、監督、実施 に関する明確な責任
	監査は？	サステナビリティ報告書の 限定的保証付き実体監査 が義務付けられ、その後、 合理的保証付き監査 に移行する。

注意！
報告義務の初期適用は、それぞれの適用分野によって時期をずらして行われる

CSRDでは報告対象企業の範囲を拡大

個人事業主

資本市場主義の全企業

- 資本市場主義
- 規模に関係なく、中小企業も
(例外：零細企業)
- 基準>500名 該当なし
- EU圏外に所在する企業。
EU市場に上場

すべての大企業

- 3つの基準のうち2つを超えた場合。
 - 従業員数 250 名 (Y.Ø)
 - 貸借対照表合計 20百万ユーロ
 - 売上高 40百万ユーロ
- 資本市場主義の必要はない
- 金融機関、保険会社を含む

基準日から起算して
2年連続した場合

企業

大企業グループのすべての親会社
(=グループ) (連結ベースの大会社と同じ規模基準)

- 特定の金融機関および保険会社に適用される特別規定
- CSRDによる適用範囲の拡大に伴い、税法令第8条による報告の適用範囲も拡大される。
税制改正令第8条に基づく報告書の範囲（監査義務を含む）

CSRD：報告書作成、監査、監督責任の明確化

貸借対照表の宣誓

法定代理人（マネージングダイレクター）の貸借対照表宣誓は
今後、サステナビリティレポートでも必要

監査役会・監査委員会の役割

- モニタリングの責任は以下の通り。
サステナビリティレポート
(ドイツでは既に成文化されている: § 171 para. 1 AktG)
- サステナビリティ報告に関する監査委員会の役割の明確化など。
 - 外部監査の結果およびその役割に関する情報提供
 - 報告プロセスのモニタリング
デジタルレポートプロセス
ICS/RMSの有効性と内部監査（該当する場合）

外部監査

- 確実性の乏しい内容の法定監査
- 十分な安全性に移行しているか確認する
- 監査人、他の監査人または独立した保証提供者による監査
(加盟国オプション)

施行

- ドイツでは、FISGに基づき、BaFin（ドイツ連邦金融公社）がサステナビリティレポートを監視・実施することになっている。
- ESMAは、統一的な監督ガイドラインを作成する必要がある。

現在の規制動向の概要

サステナビリティ報告義務化の拡大

	...	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
		NFRD	NFRD + EUタクソノミ（気候目標） （タクソノミーの適格性）	NFRD + EUタクソノミ （気候ターゲット（タクソノミ適合性／「調整」））。 + その他の環境目標（未定）	新指令(CSRD) + EUタクソノミ （すべての環境目標）（以下 「アライメント」という。）
何を？		§ HGB第289c条（2）項。 - 環境への配慮 - 従業員の問題 - 社会的課題 - 人権を尊重する - 戦闘 - 汚職+贈収賄	売上高、資本支出（CapEx）および営業支出（OpEx）における、タクソノミに準拠した活動の割合	売上高に占める、タクソノミに準拠した活動の割合。 投資および営業費用	他の環境目標への拡張 （報告はおそらく2023年まで）
どこで？		経営報告書または別途	非財務報告の一部		状況報告書
誰が？		資本主義志向の大企業 （従業員数500人以上）	非財務的報告の義務がある会社		資本主義の企業や非資本主義の大企業
監査？		- 監査役会を通じた内容監査 - 外部監査は任意			- 監査役会および取締役会（取締役会）による実質的な内容監査 - 限定的な監査保証を伴う外部監査

質問



Vielen Dank für Ihre Aufmerksamkeit.

ご清聴ありがとうございました

Akram Abdel Karim
akram.abdel.karim@pwc.com
Tel: 089-5790-6103

[pwc.de](https://www.pwc.de)

© 2022 PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft.

Alle Rechte vorbehalten. "PwC" bezeichnet in diesem Dokument die PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft, die eine Mitgliedsgesellschaft der PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL) ist. Jede der Mitgliedsgesellschaften der PwCIL ist eine rechtlich selbstständige Gesellschaft.